

昇降機設備保守点検業務委託 仕様書

国家公務員共済組合連合会

九段坂病院

1 委託業務名 九段坂病院昇降機設備保守点検業務

2 場 所 東京都千代田区九段南 1-6-12

国家公務員共済組合連合会 九段坂病院

3 委託期間 令和 8 年4月1日から令和 9 年3月31日まで

4 保守点検業務対象昇降機

日立製

・エレベーター 7 台

付加装置:地震時管制運転装置、停電時救出運転装置

・エスカレーター 2 台

・小荷物専用昇降機 1 台

5 契約形態

本契約は、POG 契約とする。

6 業務内容

- (1) 令和 5 年版建築保全業務共通仕様書に定める点検項目及び内容の業務を行う。
点検周期は共通仕様書にある周期 B(3 ヶ月に 1 回点検)とし、点検業務を実施すること。
※エスカレーター、小荷物専用昇降機は周期 A(毎月点検)とする。

(2) 遠隔監視

以下の異常を常時監視すること。

- ①閉じ込め(インターホン通話)
- ②起動不能
- ③戸開不良
- ④安全回路動作
- ⑤電源系統不良

※エスカレーター、小荷物専用昇降機を除く

(3) 遠隔点検

毎月 1 回以上下記の箇所を遠隔点検にて点検を行うこと。

- ①制御関連機器
- ②かご関連機器
- ③乗場関連機器
- ④昇降路内関連機器

※エスカレーター、小荷物専用昇降機を除く

(3) 直接通話

万が一に閉じ込めに備えかご内通話装置と受託者コールセンターを 24 時間通話可能な状態に維持すること。

※エスカレーター、小荷物専用昇降機を除く

(5) 緊急時等の対応

突発的故障及び天災地変等の広域災害等の緊急事態に備え、適切な措置が行えるよう、24時間、専門技術者が待機し、緊急度に応じ迅速に現場に急行し対応するものとする。また、処置の結果について、「作業報告書」又は「故障修理報告書」を作成し報告するものとする。

また、機器・構成部品等を備蓄するなどして、運転が早期に復旧できるよう努めるものとする。

(6) 法令に基づく法廷検査(年1回)

建築基準法第12条による定期検査を「昇降機検査資格者」の資格を有する技術者によって行い、必要に応じて特定行政庁へ報告すること。

(7) 報告書

上記(1)~(3)、及び(5)(6)の業務を行った場合は、速やかに書面にて報告書を提出すること。

(8) 作業時間

点検については、平日9:00~17:00で作業を行うこと。

【条件1】病院エレベーター5台については1日1台の点検とすること。(エスカレーター・千代田区エレベーター・小荷物エレベーターについては、病院エレベーターと同一日でも可とする。)

【条件2】配膳(11:45~12:10)・下膳(9:00~9:30、13:00~13:30)の時間帯は避けること。

【条件3】点検実施日・時間帯については、1カ月以上前に病院職員と協議し、了承を得たうえで作業を行うこと。

(9) かが内防犯カメラ(設置の場合のみ)

エレベーター点検に合わせてかが内防犯カメラの点検を行うこと。

但し、防犯カメラの不具合が発生し部品交換がある場合は有償対応とする。

以上